北名古屋市監査公表第１７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和２年１２月１１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間

財政課、税務課及び収納課

対象期間　令和２年４月１日から令和２年１０月２７日までの所管事務

実施期間　令和２年９月３０日から令和２年１０月２７日まで

２　監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

財政課、税務課及び収納課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜財政課＞

主な所管事務は、市財政の総合調整、予算の編成及び統制、地方交付税、市債及び一時借入金、市有財産、借地の契約、寄附、土地開発公社、公用車の総括管理、入札参加資格の審査及び業者登録、指名業者の選定、入札の執行、工事、製造の請負又は物品の購入に係る契約の履行確認、財務部の庶務に関する事務である。

意　見

施設の統廃合などによる公有財産の適正な管理について、庁内での周知徹底を図られたい。

＜税務課＞

主な所管事務は、税務総合窓口、個人住民税の調査、賦課及び減免、法人市民税の調査、賦課及び減免、軽自動車税の調査、賦課及び減免、市たばこ税の調査及び賦課、市税の証明、自動車の臨時運行許可、固定資産税の調査、賦課及び減免、都市計画税の調査、賦課及び減免、特別土地保有税の調査、賦課及び減免に関する事務である。

意　見

固定資産税の減免申請事務においては改善の余地がある。

＜収納課＞

主な所管事務は、市税の収納整理、市税、介護保険料及び保育料の徴収、市税の過誤納金、市税等の滞納処分、市税等の欠損処分、市税の納税証明、市税等の納税普及及び納税相談に関する事務である。

⑴　庶務事務について

徴税吏員証について、交付簿に回収の記録がないものや、回収して廃棄処分していないものがあった。

意　見

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による納税相談や徴収猶予の申請が増加している。猶予制度についてはホームページ等で周知・広報を行っているところであるが、収納状況を適切に把握しながら引き続き広く周知を図り、納税相談や制度の適用に迅速かつ柔軟に対応していただきたい。